

薬丸病院では以下の施設基準を実施しています。

I 一般病棟入院基本料 地域一般入院基本料2

[13対1入院基本料]

(一般入院)第1263号

当病棟では、1日17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

看護職員1人当たりの受け持ち数

・午前9時～午後5時迄;4人以内 午後5時～翌午前9時迄;12人以内

II 入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I) (第798号)

- ①入院時標準負担額は一食460円です。
- ②毎日、予め患者様に提示した複数のメニューから好みの食事の選択が出来ます。
(A食又はB食)選択メニューについては、患者様の自己負担がありません。
- ③適時適温の食事を提供します。

III その他の届出事項

- | | |
|---|---------------------------------|
| ① 看護補助加算 一般入院看護補助換算2 (看補)第1803号 | ⑧ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (脳Ⅲ)第123号 |
| ② ハイリスク妊娠管理加算 (ハイ妊娠)第21号 | ⑨ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (運Ⅰ)第312号 |
| ③ 機能強化加算 (機能強化)第234号 | ⑩ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) (呼Ⅰ)第102号 |
| ④ がん治療連携指導料 (がん指)第388号 | ⑪ CAD/CAM冠 (歯CAD)第327号 |
| ⑤ 在宅療養支援病院 (支援病2)第17号 | ⑫ 麻酔管理料(Ⅰ) (麻管Ⅰ)第40号 |
| ⑥ 在宅がん医療総合診療料 (在総)第472号 | ⑬ クラウン・ブリッジ維持管理料 (補菅)第3513号 |
| ⑦ CT撮影及びMRI撮影 (C・M)第455号 | |
| ⑭ 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料 (在医総管)第623号 | |

IV 180日超入院について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では ご入院期間180日間を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります
一般病棟入院基本料[13対1入院基本料].....1日につき1680円(税込)